

upbuilder ライセンスサービス規約（2025年1月1日版）

この「upbuilder ライセンスサービス規約」（以下「本規約」という。）は、お客様による本サービスの利用に適用されます。

1. 定義

本規約で用いる用語の意味は次のとおりとします。

① 当社

株式会社オネストをいいます。

② お客様

本サービスの利用を申し込まれた法人をいいます。

③ 関係会社

直接若しくは間接に対象となる法人を支配する法人、若しくは当該法人に支配される法人、又は当該法人と共通の支配下にある法人をいいます。この定義における「支配」とは、直接又は間接に、当該法人の議決権の 50% を超える持分を所有又は管理していることを意味します。

④ 本ユーザ

お客様によって本サービスの利用が承認された個人であり、お客様が本サービスのユーザ ID 及びパスワードを付与した者をいいます。

⑤ upbuilder アプリケーション

当社が開発し提供する建設業 DX を支援するアプリケーションであって、別紙に定める機能を有するものをいいます。

⑥ 本アプリケーション

upbuilder アプリケーションであって、お客様が本サービスの利用を申し込んだものをいいます。

⑦ 本サービス

本アプリケーションをご利用いただくサービスをいいます。

⑧ 有料サービス

本サービスのうち有料で提供されるサブスクリプションと増設 DISK オプションをいいます。

⑨ 無料サービス

本サービスのうち無料のものをいいます。

⑩ サブスクリプション

お客様が本契約に従って本アプリケーションを利用できる権利をいいます。サブスクリプションは、利用期間、利用人数、標準で提供される DISK 容量により特定されます。

⑪ 増設 DISK オプション

本契約に従って DISK 容量を増設するオプションをいいます。増設 DISK オプションは、増設される DISK 容量により特定されます。利用人数及び利用期間は、サブスクリプションに準ずるものとします。

⑫ 本注文書

本サービス利用申込みのためにお客様が当社又は再販パートナーに提出する、サブスクリプション

及び増設 DISK オプションの数量と料金が記入された注文書類及び添付書類をいいます。

⑬ 本契約

本サービスの利用契約であって、有料サービスについてはお客様が本注文書を当社又は再販パートナーに提出し、当社又は再販パートナーがこれを承諾することによって締結される契約を、無料サービスについてはお客様から申込みがあり当社が承諾した場合に締結される契約をいいます。

⑭ 再販パートナー

当社が upbuilder アプリケーションを販売する譲渡不能の非独占的な再販パートナーの地位を付与した法人をいいます。

⑮ 操作マニュアル

当社が指定する本サービスの利用に関するマニュアルであり、随時更新されるものをいいます。

⑯ サードパーティアプリケーション

当社以外の法人又は個人が提供する、オンライン、ウェブベースのアプリケーション又はオフラインのソフトウェア製品で、本サービスと相互運用するものをいいます。

⑰ 顧客データ

お客様が本サービスの利用に際して利用、保存する全ての電子的なデータ及び情報をいいます。

⑱ 悪質なコード

ウィルス、ワーム、時限爆弾、トロイの木馬及びその他の有害又は悪質なコード、ファイル、スクリプト、エージェント又はプログラムをいいます。

2. 本規約への同意

お客様は、以下のいずれかの行為によって、本規約の条件に同意したことになります。

- (a) 本規約を参照した本注文書に署名若しくは記名捺印して当社又は再販パートナーに提出する。
- (b) 無料サービスを利用する。

3. 当社の責任範囲

3.1. 有料サービスの提供

当社は有料サービスの提供にあたり次の責任を負います。

- (a) 有料サービスを、本規約及び該当する本注文書に従ってお客様に提供すること。
- (b) 次の場合を除き、有料サービスを1日24時間、週7日提供する努力を行うこと。
 - (1) 計画停止（計画停止は本サービス経由で8時間以上前に通知します）
 - (2) 当社の合理的な管理能力を超える状況（不可抗力、洪水、火災、地震、暴動、テロ行為、ストライキ、その他の労働争議、又はインターネットサービスプロバイダ、通信の障害若しくは遅延を含みますが、それらに限定されません）により生じた稼働停止。
- (c) 有料サービスを提供することが、法令又は政府規制に反することとなる場合。

3.2. 無料サービスの提供

3.2.1. 無料サービスの目的

お客様は、有料サービスの利用前に、本サービスがお客様の利用目的や利用環境などに適合するか及びその他の条件の確認のために無料サービスを利用することができます。お客様が、無料サービスを終了して本サービスを利用される場合には、当社（お客様が再販パートナーとの間で本契約を締結する予定である場合は当該再販パートナー）にご連絡いただき、別途、本契約を締結することが必要です。

3.2.2. 無料サービスの利用条件

当社は、お客様に、利用可能な本ユーザの数や利用期間等を当社（お客様が再販パートナーとの間で本契約を締結する予定である場合は当該再販パートナー）とお客様が協議の上決定した無料サービスを提供します。無料サービスの利用期間は上記の利用期間の終了時又は有料サービスの利用開始のいずれか早い時までとします。なお、無料サービスのご利用にあたっては、当社は 3.1.に記載された内容を含め、本サービスについて一切の責任を負いません。

3.3. 顧客データの保護

当社は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格である「ISO/IEC27001」及び個人情報保護を目的として、さまざまな組織が個人情報を適切に管理するためのマネジメントシステムの要求事項を定めた規格である「JIS Q15001」を取得しており、顧客データを保護するために、適切な技術的及び組織的対策を実施及び維持するものとします。当社はセキュリティ対策の修正又は変更を自己の裁量で実施できるものとしますが、かかる修正又は変更によって、当該セキュリティ対策により提供される保護水準に大幅な低下が生じないことを条件とします。

3.4. 顧客データの返還

有料サービスのための本契約の終了後 30 日以内にお客様が要求した場合、当社は、当社が定めたデータフォーマットに基づき、CSV 形式で顧客データのファイルをダウンロードできるようにいたします。当該 30 日間の経過後は、当社は、顧客データを保持し、提供する義務を負いません。

3.5. 顧客データの削除

有料サービスのための本契約の終了後 30 日を経過した場合、又は無料サービス期間が終了した場合、適用される法令によって当社が顧客データの一部又はすべてを保持することが求められている範囲を除き、当社は速やかに当該データを復元不可能な形で削除します。

3.6. インシデントの通知

当社は、顧客データの偶発的又は違法な破壊、紛失、改ざん、不正開示、又は不正アクセス（以下「インシデント」といいます。）を認識した場合、不当な遅延なくお客様に通知し、当社の把握した情報を元にインシデントの原因を特定し、当社が合理的に管理できる範囲で、インシデントの原因を是正するために必要かつ合理的であると当社が判断した措置を講じます。当社が当該措置を講じている限り、当該インシデントによりお客様に損害が生じた場合といえども、当社はこれを保証しません。

4. 本サービスの利用

4.1. 有料サービス

該当する本注文書に別段の定めがない限り、

(a) 有料サービスは、本注文書に記載の利用期間内に限り本アプリケーションを利用することのできるサブスクリプション及び標準で提供される容量を超えて DISK を利用するための増設 DISK オプションとして提供され、本注文書上で特定された数量を超える人数及び DISK 容量での利用（本サービスへのアクセス）はできません。

(b) 利用期間中、新たに本注文書を当社（お客様が再販パートナーとの間で本契約を締結している場合

は当該再販パートナー)に提出することにより、サブスクリプションに含まれる数量(人数)及び増設 DISK オプションの容量を追加することができます。追加のサブスクリプション及び増設 DISK オプションの利用期間及び料金は当社(お客様が再販パートナーとの間で本契約を締結している場合は当該再販パートナー)とお客様との間で協議の上決定するものとします。

- (c) サブスクリプションの本ユーザへの割当はお客様が行います。サブスクリプションを割り当てられた本ユーザが本サービスを継続的に利用する必要がなくなった場合、お客様はその本ユーザに代わり、新規の本ユーザに再割当を行うことができます。

当社は、お客様の本項の違反有無を確認するため必要な範囲で、お客様の本サービスの利用状況を適宜確認することができます。また、当社が要求する場合、お客様は当社による監査の実施に協力し、当社が要求する資料の提出及び関係者へのヒアリング等に応じます。お客様は、本注文書に基づくサブスクリプションの購入が、有料サービスにおける将来の機能又は特徴の提供を条件とするものではないことに同意します。本注文書の記載と本規約に矛盾又は不一致がある場合は本注文書が優先します。

4.2. お客様の責任

お客様は、本サービスの利用にあたり、次の責任を負います。

- (a) 本ユーザに対して、本ユーザが性質上負うことができる限りにおいて、本契約、本規約を遵守させること。また、本ユーザが関係会社の役員、従業員、コンサルタント、受託者、代理人その他の第三者の場合、お客様は当該第三者に対して、当該本ユーザの義務の遵守を管理監督する義務を負わせ、当該第三者による義務違反について当社に対する責任を負うこと。
- (b) 顧客データの正確性、完全性、合法性、お客様が顧客データを取得した方法、及びお客様による本サービスの利用について全責任を負うこと。
- (c) 本サービスの不正アクセス又は不正利用を防止する商業上合理的な努力を行い、不正アクセス又は不正利用を発見したときには、速やかに当社に通知すること。
- (d) 本サービスを本契約、本注文書、操作マニュアル並びに適用ある法令及び政府規制に従ってのみ利用すること。
- (e) 本サービスの利用にあたり、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます。)等、顧客データに適用される法令上求められる手続きを履践すること。

お客様若しくは本ユーザが上記(a)から(e)のいずれかに違反して本サービスを利用することで当社のセキュリティ、完全性、可用性が脅かされると判断した場合には、当社は、直ちに本サービスを停止することができます。これによりお客様に生じた損害につき責任を負いません。ただし、当社は、当該停止前にお客様に通知を試みる等、お客様に当該違反又は脅威を是正する機会を与えるよう、その状況における商業上合理的な努力を行います。

4.3. 利用上の制限

お客様は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行ってはけません。当社はそれらの行為の有無を確認することがあります。

- (a) 本サービスを、お客様若しくは本ユーザ以外の者に利用可能にすること、又は本サービスを、お客様若しくはその関係会社以外の者の利益のために利用すること(本注文書に明示的に別段の定めがある場合はこの限りではありません)。

- (b) 本サービスを、販売、再販、利用許諾、再利用許諾、頒布、提供、賃貸若しくはリースすること、又は本サービスを、お客様又は第三者が提供するサービスセンター若しくはアウトソーシングサービスの一部とすること。
- (c) 本サービス又はサードパーティアプリケーションを利用して、名誉毀損、プライバシー権侵害その他の違法若しくは不当な行為、又はそのおそれのある行為を行うこと。
- (d) 本サービス又はサードパーティアプリケーションを利用して悪質なコードを保存又は送信すること。
- (e) 本サービスのデータの完全性又は性能を妨害又は混乱させること。
- (f) 本サービス又はこれに関連するシステム若しくはネットワークに対する不正アクセスを試みること。
- (g) upbuilder アプリケーション又はその一部、それらの特徴、機能、ユーザインターフェースを改変、複製し、又はそれらに基づく派生物若しくはそれらの競合品を作成すること。
- (h) 適用ある法令で認められる場合を除き、upbuilder アプリケーションを逆アセンブル、リバースエンジニアリング、逆コンパイルし、又は以下の各号に規定する目的その他の図利加害目的で本サービスにアクセスし、又はこれを利用すること。
 - (1) 本サービスと競合する製品又はサービスの作成
 - (2) 本サービスと類似のアイデア、特徴、機能、グラフィックスを利用した製品又はサービスの作成
 - (3) 本サービスのアイデア、特徴又はグラフィックスの複製
 - (4) 本サービスがいずれかの特許の範囲内であるかどうかを判断すること

5. サードパーティアプリケーション

5.1. サードパーティアプリケーションと顧客データ

当社は、サードパーティアプリケーションを本契約に基づいて販売するか、又は本サービスと相互運用することを可能としている場合があります。お客様は、本サービスを利用するにあたり、当該サードパーティアプリケーションの提供者が定める利用条件に同意するものとします。ただし、当社は、当社が「認定」又はその他の指定をしているかどうかにかかわらず、本規約又は本注文書に明記された場合を除いて、サードパーティアプリケーションの完全な動作を保証又はサポートしません。

5.2. サードパーティアプリケーションの提供

お客様が、本サービスを利用した場合又は本サービスに使用するためにサードパーティアプリケーションをインストール若しくは有効化した場合、本サービスの顧客データに対し、本サービスと相互運用するサードパーティアプリケーションの提供者がアクセスすることに同意したものとみなします。サードパーティアプリケーションの提供者によるアクセスに起因して生じた顧客データの開示、改変又は消去について、当社は責任を負いません。

5.3. サードパーティアプリケーションの継続利用

当社は、サードパーティアプリケーションの継続的な利用可能性を保証するものでなく、例えば、サードパーティアプリケーションの提供者がその提供を停止した場合、又は本サービスとの相互運用を停止した場合であっても、当社は、お客様に払い戻し、減額、又はその他の補償の権利を与えることはありません。また、当社の判断によりサードパーティアプリケーションの相互運用を停止した後に、これと同種のサービスを提供することがありますが、サードパーティアプリケーションの従来の機能・性能と

の同一性や有効性を保証するものではありません。

5.4. サードパーティアプリケーションの削除

お客様が、適用ある法令の違反や第三者の権利の侵害を回避するために、サードパーティアプリケーションの削除、修正、又は無効化を要する旨の通知を当社または第三者から受領した場合、速やかに通知に従って対応しなければなりません。お客様が上記に従って必要な対策を講じない場合、又は当社が必要があると判断した場合、当社は、該当するサードパーティアプリケーションを無効化することができます。当社が要請した場合、お客様は当該削除及び利用停止を書面で当社に対して証明するものとし、当社は、当該証明書の写しを、第三者又は政府機関に提供する権限を有します。

6. 本サービスの更新等

6.1. 更新

当社は、本サービスにおける不具合の補修、機能の向上等を目的として随時本アプリケーションの修正や機能追加を行うことができ、本サービスを、更新後の最新の本アプリケーションに基づいて提供することができます。

6.2. お客様の同意

お客様は次の可能性を認識してこれらに同意するものとし、お客様に損害が生じた場合でも、当社に異議を申し立てることはできません。

- (a) 本アプリケーションの最新でないバージョンに基づく本サービスの提供は保証されないこと。
- (b) 本アプリケーションの更新により、お客様の環境に影響を与える場合があること。
- (c) 本アプリケーションの更新のためのインストールに際し、お客様の環境及び目的に合致するか否かをお客様ご自身の責任で行うこと。
- (d) (c)にかかわらず、お客様がご利用中の本アプリケーションの不具合の改善やセキュリティ問題の解消のため、当社の判断でこれを最新版に更新する場合があること。

6.3. 追加サービス

本契約締結後に、当社が本規約の適用があることを示したサービスであって、その追加利用にお客様が同意したものは、以降本サービスの一部を構成し、別段の定めがある場合を除いて本規約が適用されません。

7. 契約期間及び解約

7.1. 契約期間

有料サービスのための本契約は、お客様が本注文書を当社又は再販パートナーに提出し、当社又は再販パートナーがこれを承諾した日に発効し、本契約に従って定められた本サービスの利用期間が満了するか、又は解約されるまで存続します。無料サービスのための本契約については3.2.2.をご確認下さい。

7.2. 有料サービスの有効期間

有料サービスは、本注文書に定める開始日に有効となり、本注文書に定める利用期間中、存続します。当社（お客様が再販パートナーとの間で本契約を締結している場合は当該再販パートナー）又はお客様が、相手方に対して、該当する利用期間が終了する30日以上前に、更新しない旨の通知をしない限り、

1年単位で自動的に更新され、以後も同様とします。

8. 有料サービスの料金及び支払い等

8.1. サブスクリプション及び増設DISKオプションの料金

お客様は、本注文書に基づいて本サービスの料金を支払います。料金はサブスクリプション及び増設DISKオプションの購入に基づくものであり、実際の利用に基づくものではありません。本規約に定める場合を除き、支払済みの料金は返金しません。購入したサブスクリプション及び増設DISKオプションが更新された場合、更新期間中における単価は、更新前の期間における単価と同じとしますが、当社がお客様に対し、更新前の利用期間が終了する60日以上前に書面で値上げの通知を行ったときは、当該値上げは更新日に発効し、それ以降有効に存続します。

8.2. 請求及び支払い

本注文書に別段の定めがない限り、当社は、本サービスの利用開始月から12ヶ月単位で、該当期間の利用料金の請求書を、該当期間の初月の20日までにお客様に提出するものとし、お客様は請求書を受領した月の翌月末までに当社の指定する銀行口座に振込により支払うものとし、振込手数料はお客様の負担とします。

8.3. 支払遅延

当社が請求金額を支払期限までに受領しなかった場合には、支払期日から支払いが行われる日まで、当該支払いを遅滞した時点における法定利率の割合による遅延利息を請求することができます。

8.4. 期限の利益の喪失及びサービス停止

お客様の本契約に基づく当社に対する金銭債務の履行が遅滞した場合、お客様の未払いの料金支払債務は期限の利益を喪失し、これにより、当該債務の全ては直ちに支払期限を迎えます。また、当社は、当該未払いの料金支払債務の全額が支払われるまで、当社がお客様に提供する一切のサービス（本サービスに限りません。）を停止することができます。

8.5. 税金等

別段の定めがない限り、当社の料金には、いかなる租税公課、関税（以下「税金等」と総称します。）も含まれません。お客様は、お客様の本契約に基づくサブスクリプション及び増設DISKオプションの購入に関連する全ての税金等を支払う義務を負います。

8.6. 再販パートナーに対する支払等

お客様が再販パートナーに有料サービスの料金の支払いを行うべき場合、お客様は、8.1.から8.5.までの内容につき、再販パートナーとの間で別途合意した条件に従います。お客様が再販パートナーとの間で別途合意した条件に基づく金銭債務について、お客様の未払いが生じた場合、当該未払いの料金債務の全額が支払われるまで、当社がお客様に提供する一切のサービス（本サービスに限りません。）を停止することができ、また、再販パートナーが当社と合意した条件に基づく支払いを当社に対して行わない場合についても、同様とします。

9. 解約

9.1. 解約事由

当社、再販パートナー又はお客様は、次の場合には、本契約を解約することができます。

- (a) 本契約、本規約その他当社とお客様との間の約定の違反（お客様が再販パートナーとの間で本契約を締結している場合、当該再販パートナーとの間の約定にお客様が違反した場合を含みます。）について、違反者に対して30日の期限を定めた書面の通知を行ったにもかかわらず、当該違反が、当該期間の満了時において是正されていない場合
- (b) 相手方が、破産又は支払停止、管財人による財産管理、清算、債権者への財産譲渡に関するその他の手続きについての申し立ての対象となった場合
- (c) 相手方が、13.1.に定める表明保証事項に違反したとき、又は15.1に定める暴排条項に違反したとき
- (d) お客様が再販パートナーとの間で本契約を締結している場合において、当該再販パートナーが当社との契約に違反した場合

9.2. 解約時の返金又は支払い

お客様が9.1.の解約事由に基づき解約をした場合、当社は、お客様に、解約発効日後の、全ての本注文書の有効期間の残存期間分に相当する前払の料金を返金します。ただし、お客様が再販パートナーに対して料金を支払ったときは、この限りではなく、解約事由に基づく解約時の返金の定めは、お客様と再販パートナーの間で規定された条件に基づきます。当社が9.1.の解約事由に基づき解約をした場合、お客様は、解約発効日後の、全ての本注文書の有効期間の残存期間分に相当する料金を含む、未払いの料金を当社又は再販パートナーのうち、当社が指定する者に支払います。いかなる解約も、お客様が解約発効日前の期間について当社に支払うべき料金についての、お客様の支払義務を免除するものではありません。

10. 財産権

10.1. 権利の留保

本サービスに関する全ての権利及び利益（全ての関連する知的財産権を含みます。）は当社に帰属します。本契約に明示的に規定されたものを除き、いかなる権利も本契約に基づいてお客様に許諾されるものではありません。

10.2. 権利の帰属

お客様と当社の間では、お客様のみが、全ての顧客データについてのあらゆる権利及び利益を所有しており、本規約に規定されている場合を除き、本サービスの提供に際し当社が顧客データにアクセス又は利用することはありません。

10.3. お客様からのフィードバックの利用

お客様は、当社（お客様が再販パートナーとの間で本契約を締結している場合は当該再販パートナーも含みます。）に対し、当社のサービス（本サービスを含み、これに限られません。）の運用に関してお客様又は本ユーザから提供された全ての提案、改善の要請、提言、修正又はその他のフィードバックを、当社が利用し又は当社のサービスに組み込むことを許諾します。

11. 秘密保持

11.1. 秘密情報の定義

本契約において、「秘密情報」とは、当社又はお客様が、相手方（以下、情報を開示する当事者を「開示者」、開示を受ける当事者を「受領者」といいます。）に、口頭又は書面で開示する全ての情報であ

って、秘密であると指定されたもの、又は情報の性質及び開示の状況から合理的に秘密であると理解されるものを意味します。なお、秘密であることを指定されたか否かを問わず、秘密情報には、当社から開示される本サービスの内容に関する情報、本契約及び本注文書の条件（本サービスの価格を含みます。）、事業・マーケティング計画、テクノロジー・技術情報、製品の計画・設計、ビジネスプロセスが含まれます。ただし、秘密情報には、次の情報は含まれません。

- (a) 開示者に対する義務違反なく、公知であるか又は公知となった情報
- (b) 開示者に対する義務違反なく、開示者による情報開示前に受領者が知得していた情報
- (c) 開示者に対する義務違反なく、受領者が第三者から受領する情報
- (d) 受領者が独自に開発した情報。

なお、本契約締結前にお客様と当社間で開示された秘密情報については、本契約締結後は、本規約が適用されるものとし、かかる秘密情報についてお客様と当社間で締結された一切の合意は将来に向かって効力を失うものとしします。

11.2. 秘密情報の保護

両当事者間では、各当事者が自己の秘密情報に関する全ての権利を保有します。受領者は、善良な管理者の注意をもって次の対応を行います。

- (a) 開示者の秘密情報を、本契約の範囲外の目的のために利用しません。
- (b) 開示者が書面で別段の承認をした場合を除き、開示者の秘密情報への開示を、本契約に合致した目的のために開示する必要がある自己及び自己の関係会社の従業員及び受託者（弁護士、会計士、税理士等法律上の守秘義務を負う専門家）に限定し、それらの者に、秘密情報の保護について本条に定めるものを実質的に下回らない保護について定める、受領者との秘密保持契約に同意させ、それらの者が当該秘密保持契約を遵守することにつき責任を負います。

11.3. 開示の強制

受領者は、法令により強制される場合には、開示者の秘密情報を開示することができます。ただし、受領者は、当該開示の強制について、法的に許容される限りにおいて開示者に事前の通知を行い、開示者が開示に異議を唱えることを望む場合には、開示者の費用で、合理的な援助を開示者に与えるものとしします。

12. 特定個人情報

お客様は、本サービスの利用に際し、いかなる場合にも特定個人情報（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）第2条第8項に定める特定個人情報を意味します。）を本サービス内に保存してはいけません。万が一、お客様が特定個人情報を保存したことにより、特定個人情報の漏えい、その他の事故が発生した場合といえども、当社は一切の責任を負いません。

13. 表明及び免責

13.1. 表明

各当事者は、本契約を有効に締結する法的権限を有しこれに基づき本契約を有効に締結していることを表明します。

13.2. 免責

13.2.1. 本サービスは「現状有姿」で提供され、本契約に明示的に規定されている場合を除き、当社は明示、黙示、法定又はその他の方法であるかどうかを問わず、いかなる種類の保証も行いません。当社は、適用される法律で認められている最大限の範囲で、特に、商品性、特定の目的への適合性又は非侵害を含む全ての黙示の保証を明示的に否認します。

13.2.2. 当社は、本サービスに関するお客様独自の改変や開発（本サービスと他サービスを連携させる行為を含みますが、これに限られません）及びその他本契約、本規約に違反する本サービスの利用方法によってお客様に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

14. 責任の限定

14.1. 責任の限定

本契約に起因又は関連する各当事者の全ての責任は、いかなる場合も、その損害の原因となった事実の発生前12ヶ月の間に、本契約に基づいて、お客様が、当該損害に関する本サービスに対して支払った合計金額を超えません。この限定は、相手方の請求が契約によるか不法行為によるかを問わず、またいかなる責任の理論にかかわらず適用されます。

14.2. 結果的損害及び関連損害の免責

いずれの当事者も、本契約に起因又は関連する、逸失収益若しくは事業上の信用の損失、又は間接、特別、偶発的若しくは結果的損害、補填損害、事業の中断による損害若しくは懲罰的損害については、いかなる責任も負いません。この免責は、相手方の請求が契約によるか不法行為によるかを問わず、かついかなる責任の理論にかかわらず、また当事者が当該損害の可能性を告げられていた場合、又は当事者による救済が、他の方法では本質的な目的を達成できない場合にも適用されます。

15. 一般条項

15.1. 反社会的勢力の排除

当社及びお客様は各々、次の各号の事項を表明し、保証します。

- (a) 自己、自己の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます）、その経営を実質的に支配する者又は経営に従事する従業員（以下「自己又は役員等」と総称します）が暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、テロリスト、テロ組織若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」と総称します。）ではなく、また過去5年間に於いて反社会的勢力ではなかったこと。
- (b) 自己又は役員等が反社会的勢力と社会的に非難される関係を持たないこと。
- (c) 自己又は役員等が、反社会的勢力に対して資金を提供し、又は便宜を供与する関係を持たないこと。
- (d) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
- (e) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し次の行為をしないこと。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関し、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

なお、当社及びお客様は、相手方の本項の違反による解約に起因又は関連する損害につき、相手方に対するいかなる責任も負いません。

15.2. 通知

本契約に別段の定めがない限り、本契約に基づく全ての通知、許可及び承認は、書面（電子媒体含む。）によるものとし、注文書記載の担当者に到達し又は通常到達する時期が経過時に行われたものとみなされます。当社への通知は、当社の指定する宛先に送付されるものとします。

15.3. 譲渡

いずれの当事者も、本契約上の地位及び本契約に基づく自己の権利義務を、法の作用又はその他の原因にかかわらず、相手方の事前の書面による同意なく、譲渡することはできません。

15.4. 可分性

本規約のいずれかの規定が、管轄権を有する裁判所により法令違反その他の理由により無効と判断された場合であっても、本規約のその他の規定は有効に存続します。

15.5. 本規約の改訂

15.5.1. 当社は、当社が必要と判断する場合、本規約の内容を変更できるものとします。

15.5.2. 当社は、15.5.1.に基づく本規約の内容の変更の内容並びにその効力発生日をインターネット、電子メール、当社のWEBサイト、その他の適切な方法のいずれかにより周知するものとします。

15.5.3. 15.5.2.に基づく通知を受領したお客様が、本規約の変更の効力発生後に本サービスを利用した場合、お客様は本規約の変更に同意したものとします。

15.6. 残存条項

「8. 有料サービスの料金及び支払い等」、「10. 財産権」、「11. 秘密保持」、「12. 特定個人情報」、「13. 表明及び免責」、「14. 責任の限定」、及び「15. 一般条項」、並びに「9.2. 解約時の返金又は支払い」、「3.4. 顧客データの変換」及び「3.5. 顧客データの削除」は、本契約の解約又は満後も存続します。

15.7. 準拠法

本契約に起因又は関連する紛争は、日本国法に準拠します。

15.8. 裁判管轄

本契約に起因又は関連する紛争を解決する第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

15.9. 完全合意

本契約は、お客様による本サービスの利用に関する当社及び再販パートナーとお客様との間の完全な合意であり、書面か口頭かにかかわらず、本契約の目的事項に関する全ての従前又は同時期の合意、提案又は表明に優先します。両当事者は、本注文書以外に定めるいかなる条件も無効であることに合意します。本契約の各条項の表題及び見出しは便宜上のためだけのものであり、本契約の規定の解釈には影響しません。

別紙. upbuilderアプリケーション

項	機能名	主要機能	
1	ダッシュボード	サービスからのお知らせの表示 予算進捗グラフの表示	イベント一覧の表示
2	予算状況	部門別/個人別予算の設定	予算に対する実績/見込みの表示
3	工事物件	見込み工事情報の登録 完成工事情報の参照	施工中工事情報の登録・参照
4	営業活動	受注情報(金額/時期/確度)の登録 見積情報(金額/内訳)の登録 受注/失注要因の登録・集計	売上情報(金額/時期/確度)の登録 活動予定/活動結果の登録
5	要員配置	工事別配置状況の登録・編集	要員別配置状況の登録・編集
6	社員	社員基本情報の登録・参照 技術教育(CPD/CPDS)の登録・参照	保有公的資格の登録・参照 技能レベル(CCUS)の登録・参照
7	顧客_取引先	顧客_取引先基本情報の登録・編集 顧客_取引先別受注/売上実績の参照	顧客_取引先別活動/見積履歴の参照
8	文書管理	工事物件別の文書管理 顧客_取引先別の文書管理	社員別の文書管理
9	承認申請	見積提出の承認申請 契約変更の承認申請	受注登録の承認申請
10	各種設定	部課設定 表示項目設定 利用権限設定	事業所設定 項目内容設定 承認設定

改版履歷

2025年1月1日 初版